

別表1

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 基金事業者	5 補助率
参入促進				
①介護人材参入 促進事業	別表2の第 1欄に掲げる 事業区分ごと に同表第2欄 に定める額	別表2の第1欄に 掲げる事業区分ごと に同表第3欄に掲げ る事業実施に必要な 同表第4欄に定める 経費	別表2の第1 欄に掲げる事業 区分ごとに同表 第5欄に定める 者	10/10
②介護未経験者 等講習支援事 業	1 研修当たり 500千円	介護未経験者等を 対象にした介護サー ビスの職場体験を含 む研修の実施に必要 な次に掲げる経費 ①報償費（1時間当 たりの単価は原則 10,000円を上限と し、対象時間は研 修時間のほか、必 要に応じ、打合せ 等の拘束時間を含 めて差し支えな い。以下同じ。） ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨保険料 ⑩使用料及び賃借料 ⑪委託料（前記①か ら⑩に掲げる経費 に該当するもの）	①介護福祉士の 養成施設又は その団体 ②介護に関する 専門的な資格 等を有する者 が構成する団 体 ③介護サービス 事業者団体 ④その他知事が 認める者	10/10
③学生等就職支 援事業	267千円	介護福祉士養成施 設の学生等向けの職 場選びに資するセミ ナー及び就職面接会 を一体的に開催する ために必要な次に掲 げる経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費	①介護福祉士の 養成施設又は その団体 ②介護に関する 専門的な資格 等を有する者 が構成する団 体 ③介護サービス 事業者団体 ④その他知事が 認める者	3/4

		<p>⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの） ⑪その他知事が必要と認めた経費</p>		
④介護実習支援事業	知事が必要と認めた額	<p>介護福祉士養成施設の学生が介護施設・事業所で受講する介護実習の円滑化を図るために行う調査や研修の実施等に必要な次に掲げる経費</p> <p>①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの） ⑪その他知事が必要と認めた経費</p>	<p>①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体 ③介護サービス事業者団体 ④その他知事が認める者</p>	3/4
⑤介護助手養成支援事業	知事が必要と認めた額	<p>介護職員の業務を専門性に応じて分類し、就労を希望する高齢者等を「介護助手」として養成するために必要な次の経費</p> <p>①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費</p>	<p>①介護サービス事業者団体 ②その他知事が認める者</p>	3/4

		に該当するもの) ⑪その他知事が必要 と認めた経費		
⑥介護に関する 入門的研修等 支援事業	ア 入門的研 修 1 研修当たり 364 千円 ただし、研修の 一部のみを実 施する場合は 以下のとおり とする ①基礎講座の み 52 千円 ②入門講座の み 312 千円 イ 元気高齢 者向けセミ ナー 1 研修当たり 35 千円	中高年齢者等の介 護未経験者が介護職 や介護ボランティア に参入しやすくする ために行う入門的研 修及び元気高齢者向 けセミナーの実施及 び施設等とのマッチ ングに必要な経費 ※別に定める	市町村	10/10
⑦介護職員初任 者研修支援事 業	ア 受講料補 助事業 研修受講者 1 人当たり 50 千円 イ 研修実施 事業 1 研修当たり 760 千円 ただし、1 基金 事業者当たり 1 研修を上限 とする	介護職員初任者研 修の受講者に対する 受講料補助や研修の 実施に必要な経費 ※別に定める	市町村	1/2
⑧外国人留学生 への奨学金支 給支援事業	ア 日本語学 校の留学生 1 人当たり 学費 600 千円 居住費などの 生活費 360 千円 イ 介護福祉 士養成施設 の留学生 1 人当たり 学費 600 千円	介護事業者が外國 人留学生の学費や居 住費を支援する奨学 金の支給に必要な經 費 ※別に定める	介護サービス事 業者	1/3

		入学準備金 200千円 就職準備金 200千円 国家試験対策費用 40千円 居住費などの生活費 360千円		
⑨外国人介護人材受入施設等環境整備事業	1施設当たり 300千円	外国人介護人材を受入れる介護事業者が行う翻訳機の導入、外国人介護人材の生活面のサポートや学習支援等に必要な経費 ※別に定める	介護サービス事業者	2/3
		外国人留学生が在籍する介護福祉士養成施設が行う教員の質の向上に資する研修等に必要な経費 ※別に定める	介護福祉士養成施設	
⑩介護分野への就職に向けた支援金貸付事業	知事が必要と認めた額	別表5の第1欄に掲げる事業区分ごとに同表第3欄に掲げる事業実施に必要な同表第4欄に定める経費	群馬県社会福祉協議会	10/10
定着支援(労働環境・処遇の改善)				
①介護ロボット等導入支援事業	一	ア 介護ロボットの導入、レンタル又はリースに要する経費(ただし、知事が適当と認めたものに限る) イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に要する経費 ウ ICT機器の導入、レンタル又はリースに要する経費 なお、交付の決定には、別表4に掲げる条件が付されるものとする	介護サービス事業者	1/2又は3/4

資質の向上				
①介護支援専門員等養成事業	知事が必要と認めた額	<p>介護支援専門員の資質向上のための研修、令和元年度(第22回)介護支援専門員実務者研修受講試験(再試験)の実施に必要な次に掲げる経費及び令和2年度(第23回)介護支援専門員実務研修受講試験における新型コロナウイルス感染症に対する衛生対策に係るかかり増し経費(研修に使用する教材費等(実費相当)並びに研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費に係るもの除去。)</p> <p>①給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等) ②報償費 ③旅費 ④食糧費 ⑤消耗品費 ⑥印刷製本費 ⑦通信運搬費 ⑧広告料 ⑨手数料 ⑩保険料 ⑪使用料及び賃借料 ⑫委託料(前記①から⑪に掲げる経費に該当するもの) ⑬その他知事が必要と認めた経費</p>	知事が指定する研修実施機関及び試験実施機関	10/10
②現任介護職員キャリアアップ支援事業	別表3の第1欄に掲げる事業区分ごとに同表第2欄に定める額	別表3の第1欄に掲げる事業区分ごとに同表第3欄に掲げる事業実施に必要な同表第4欄に定める対象経費	<p>①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体</p>	10/10

			③介護サービス事業者団体 ④その他知事が認める者	
③代替職員の確保による研修等支援事業	1 施設当たり 600 千円	現任介護職員等が各種研修を受講している期間における代替職員確保のための事業の実施に必要な経費 ※別に定める	①介護サービス事業者 ②その他知事が認める者	3/4
④認知症ケア研修事業	知事が必要と認めた額	介護施設・事業所の管理者等を対象に、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るために行う認知症ケアに必要な知識や技術の研修の実施等に必要な経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの） ⑪負担金 ⑫その他知事が必要と認めた経費	①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体 ③介護サービス事業者団体 ④その他知事が認める者	3/4
⑤外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	ア 日本語学習、介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備に要する経費 1人当たり 150 千円 イ 咳痰吸引等研修の受講に要する経費 1人当たり 75 千円	経済連携協定(EPA) 又は交換公文に基づき入国した外国人介護福祉士候補者が、日本語及び介護分野の専門的な知識に係る学習をするために必要な経費 ※別に定める	介護サービス事業者	10/10

	ウ 研修を担当する者の活動に要する経費 1 受入施設当たり 60 千円			
⑥権利擁護人材育成事業	知事が必要と認めた額	認知症高齢者等の権利擁護に携わる人材を確保するため、市民後見人の養成やその権利擁護活動の適正な実施を図るために行う研修や講演会の実施等に必要な経費（地域連携ネットワークの中核機関及び権利擁護センターの運営経費は除く） ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨保険料 ⑩使用料及び賃貸料 ⑪委託料（前記①から⑩に掲げる経費に該当するもの） ⑫その他知事が必要と認めた経費	市町村	3/4
		成年後見制度の担い手を確保するとともに、市町村の権利擁護支援体制の整備に資するため、市町村社会福祉協議会による法人後見立ち上げに必要な経費 ※別に定める	市町村社会福祉協議会	10/10
⑦認知症地域支援推進員等研修事業	ア 認知症地域支援推進員(新任者研修)	市町村の認知症地域支援推進員及び初期集中支援チームの設置等を支援するた	市町村	3/4

	1人当たり 38千円 イ 初期集中 支援チーム 員研修 1人当たり 40千円	め、推進員及びチ ーム員が受講しなけれ ばならない研修の受 講支援に必要な経費 ①負担金		
⑧介護サービス 相談員養成研 修事業	介護サービス 相談員養成研 修又は介護サ ービス相談員 補養成研修 1人当たり 46千円	市町村が実施する 介護サービス相談員 派遣事業を推進する ため、相談員養成研 修の受講支援に必要 な経費 ①負担金	市町村	3/4
⑨介護予防の推 進のための指 導者育成事業	知事が必要と 認めた額	地域における介護 予防の取組を強化す るため、理学療法士、 作業療法士、言語聴 覚療法士等を対象に 行う研修の実施等に 必要な経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料（前記①か ら⑨に掲げる経費 に該当するもの） ⑪その他知事が必要 と認めた経費	県単位のリハ ビリテーション 関連団体	3/4

別表2（介護人材参入促進事業関係）

1 事業区分	2 基準額	3 事業内容	4 対象経費	5 基金事業者
介護人材参入促進事業				
①進路選択学生等支援事業	1,000 千円	<p>A 又は B の事業の実施</p> <p>A 相談助言及び指導を行う専門員を配置し、次の事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中学校、高校等を訪問し、福祉・介護の仕事やその魅力を紹介する事業 ②中・高校生、家族、教員の相談に応じ、助言・指導等を行う事業 ③高齢者、主婦層、転職者等の地域住民の福祉・介護に関する理解と認識を深めるための意識啓発に係る地域イベント、説明会等を開催する事業 <p>B 留学生に対し、カリキュラム外の時間において、外部講師による日本語学習支援や専門知識等を強化するための指導を実施</p>	<p>事業実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>①報酬 ②共済費 ③賃金 ④報償費 ⑤旅費 ⑥食糧費 ⑦消耗品費 ⑧印刷製本費 ⑨通信運搬費 ⑩広告料 ⑪手数料 ⑫使用料及び賃借料 ⑬委託料（前記①から⑫に掲げる経費に該当するもの） ⑭その他知事が必要と認めた経費</p>	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士養成施設等
②介護への理解促進事業	知事が必要と認めた額	小中高の生徒や地域住民等を対象とした介護の魅力の発信や介護への理解の促進のために行う研修や出前講座等の実施	事業実施に必要な次に掲げる経費	<p>①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関する専門的な資格等を有する者が構</p> <p>①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費</p>

			<p>⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び 　　賃借料 ⑩委託料（前記 　　①から⑨に 　　掲げる経費 　　に該当する 　　もの） ⑪その他知事 　　が必要と認 　　めた経費</p> <p>成する団体 ③介護サービ 　　ス事業者團 　　体 ④その他知事 　　が認める者</p>
--	--	--	---

別表3（現任介護職員キャリアアップ支援事業関係）

1 事業区分	2 基準額	3 事業内容	4 対象経費
現任介護職員キャリアアップ支援事業			
①キャリアアップ研修支援事業	知事が必要と認めた額	現任の介護職員等を対象としたキャリアアップや資質向上に資する高度・専門的技術等の修得のために行う研修の実施や支援等	事業実施に必要な次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨保険料 ⑩使用料及び賃借料 ⑪委託料（前記①から⑩に掲げる経費に該当するもの） ⑫その他知事が必要と認めた経費
②キャリア形成訪問指導事業	1回当たり 468千円 会場を借り上げて実施する場合、1日当たり 185千円以内を加算	介護福祉士養成施設等の教員等が、福祉・介護施設や事業所を巡回・訪問し、施設・事業所からの要請に応じて実施する次の事業 ①個々の施設・事業所の要望や実状に合わせた研修プログラムの作成、当該研修のための講師の派遣 ②職員のキャリアアップや資質向上に資する職員の能力評価方法の提供	事業実施に必要な次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦使用料及び賃借料

別表4（介護ロボット等導入支援事業関係）

補助率											
ア 介護ロボット											
イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備											
補助率 1／2											
	ただし、次の要件1及び2をともに満たす場合は、補助率3／4										
	要件1：少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化をおこなうことを予定していること										
	要件2：利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること										
ウ ICT機器											
補助率 1／2											
	ただし、次の要件1、2のいずれかを満たす場合は、補助率3／4										
	要件1：LIFE標準仕様に準じて介護ソフトから出力されたCSVファイルについて、LIFEのCSV取込機能によりLIFEにデータを提供している又は提供を予定していること										
	要件2：「ケアプランデータ連携システム」等を利用して、ケアプラン標準仕様に準じて出力されたCSVファイルにより、居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること										
補助上限額											
ア 介護ロボット											
移乗支援（装着型・非装着型）、入浴支援	1機器当たり100万円										
上記以外	1機器当たり30万円										
	補助上限台数は、前年度までの補助台数を含め、利用者定員数の2割										
イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備											
1事業所当たり150万円											
ウ ICT機器											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員数</th><th>補助上限額（1事業所当たり）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名以上10名以下</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr> <td>11名以上20名以下</td><td>1,600,000円</td></tr> <tr> <td>21名以上30名以下</td><td>2,000,000円</td></tr> <tr> <td>31名以上</td><td>2,600,000円</td></tr> </tbody> </table>		職員数	補助上限額（1事業所当たり）	1名以上10名以下	1,000,000円	11名以上20名以下	1,600,000円	21名以上30名以下	2,000,000円	31名以上	2,600,000円
職員数	補助上限額（1事業所当たり）										
1名以上10名以下	1,000,000円										
11名以上20名以下	1,600,000円										
21名以上30名以下	2,000,000円										
31名以上	2,600,000円										
条件											
ア 計画の作成											
	機器（または事業所）ごとに介護従事者の負担軽減に向けた計画を作成する。										
	当該計画は、導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器（工事）、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となる内容とする。										
① 介護ロボット											
	介護ロボット導入計画書（別記様式第3号別紙2-オ）										
② 見守り機器の導入に伴う通信環境整備											

見守り機器の導入に伴う通信環境整備計画書（別記様式第3号別紙2－カ）

③ ICT機器

ICT機器導入計画書（別記様式第3号別紙2－キ）

イ 導入効果の報告

介護ロボットの使用、見守り機器の導入に伴う通信環境整備及びICT機器の導入により得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、当該年度の使用状況を翌年度4月末までに報告する。

[様式]

① 介護ロボット ※導入年度から3年間、報告

介護ロボット使用状況報告書（別記様式第5号別紙2－オ（別紙1））

② 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器の導入に伴う通信環境整備状況報告書（別記様式第5号別紙2－オ（別紙2））

③ ICT機器

ICT機器導入実績報告書（別記様式第5号別紙2－オ（別紙3））

別表5（介護分野への就職に向けた支援金貸付事業）

1 事業区分	2 基準額	3 事業内容	4 対象経費	5 その他
介護分野への就職に向けた支援金貸付事業				
①福祉系高校修学資金貸付事業	知事が必要と認めた額	<p>若者の介護分野への参入促進を行うため、福祉系高校の学生が修学や就職の準備に必要な経費について、次の基準額による返済免除付きの支援金の貸付を実施</p> <p>(貸付基準額) 福祉系高校生 1人当たり</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 修学準備金 30千円以内 イ 介護実習費 30千円以内 ウ 国家試験受験対策費用 40千円以内 エ 就職準備金 200千円以内 <p>貸付事務費 8,800千円以内</p>	貸付原資及び貸付等の事務を行うために必要な経費	本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度に発生した返還金の取扱いは、本事業に関する会計に繰り入れる
②介護分野就職支援金貸付事業	知事が必要と認めた額	<p>他分野から介護職への参入促進を行うため、他業種で働いていた者等が介護分野における介護職として就職する際に、次の基準額による返済免除付きの支援金の貸付を実施</p> <p>(貸付基準額) 1人当たり 最大 200千円</p> <p>貸付事務費 8,800千円以内</p>	貸付原資及び貸付等の事務を行うために必要な経費	本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度に発生した返還金の取扱いは、本事業に関する会計に繰り入れるものとする

※事業内容については、「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における『福祉系高校修学資金貸付事業』等の実施について」（令和3年5月7日社援基発0507第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）によるものとする。